

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 8 月 29 日（金） 11:14～11:58
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

#### <提案者>

橋口 昌道 秋田県副知事  
金田 早苗 秋田県企画振興部次長  
佐藤 徳雄 秋田県健康福祉部福祉政策課政策監  
妹尾 明 秋田県企画振興部総合政策課長  
佐藤 徹 秋田県産業労働部産業政策課政策監  
難波 良多 秋田県農林水産部農林政策課長

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長  
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長  
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

#### <関係部局>

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 人口還流・次世代創生特区構想
- 3 閉会

---

○藤原次長 よろしいでしょうか。少し時間が早いですが、始めさせていただきます。

特区ワーキングでの提案者からのヒアリングということで、続きましては秋田県から橋口副知事ほか、皆様にお出でいただいております。人口還流・次世代創生特区構想ということで御説明をいただきたいと思っておりますけれども、時間は 40 分程度を予定しておりますので、最初 15～20 分ぐらいで御説明をいただいた上で意見交換という形にさせていただきます。

す。

関係の資料と議事録は一応、公開を原則にさせていただいておりますが、そういった理解でよろしゅうございますでしょうか。

○橋口副知事 はい。

○藤原次長 では、公開扱いということにさせていただきます。

では、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 今日は遠方よりお越しくださいませ、どうもありがとうございました。

それでは、時間の節約もありますので、早速御説明をお願いしたいと思います。

○橋口副知事 本日はこういったヒアリングの時間を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが、秋田県の人口還流・次世代創生特区構想について御説明を申し上げたいと思います。

資料が1から5までございます。基本的にA4の資料2につきまして、規制緩和について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず資料1について全体像がこれで分かりやすいと思っておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

人口還流という言葉を使っておりますが、人口減少対策ということもございます、まずは資料3を御覧いただき、どのぐらいの人口減少なのかというのを見ていただくと幸いでございます。

1に人口の推移のグラフがございます。秋田県では昭和31年の135万人をピークに人口減少しております。持ち直しの時期もございましたが、平成17年以降は年間1万人を超える人口減少となっております。下に人口ピラミッドがございますけれども、このような状況になってございます。

右側の2でお示ししておりますように、秋田県は人口減少率、高齢化率とも全国トップの状況でございます、人口減少率についてはずっとトップをキープしている状況でございます。

右下の地図は、国立社会保障・人口問題研究所の推計でありますけれども、2040年の推計人口は70万人ということでございます。市町村ごとに数字が書いてございますが、これは2010年を100として比較した指数でございます。全体で25市町村ありますが、このうち60を割り込む市町村が12市町村ということで推計をされているところでございます。

このような人口減少率、高齢化率が全国トップである当県において、人口減少対策に関する措置を集中的に講じることによって人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活力を維持できれば、地方再生の一つの大きなモデルとなると考えているところでございます。

それでは、A3の資料1に戻っていただきまして、概略を説明させていただきます。大きく三つ掲げておりますが、最も重要なのが産業振興による雇用の維持、拡大。そして、そのために2で書いてあります秋田に住みたい、魅力あるまちづくりということでございまして、3番目、下に書いてありますけれども、秋田県だけではどうしようもないので国に

よる抜本的な人口減少対策の先行実施をお願いしているわけでございます。

左側の1でございます。地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出ということでございますけれども、本県が掲げます三つの成長分野を書かせていただいております。

まず一つ目が農業でございます。秋田は農業王国でございますが、国の本格的な農政改革が今年度始まりました。付加価値を高め、6次産業化を推進し、農商工連携を進めていくことが大きな課題でございます。

2番目は新エネルギーです。風力発電を中心に新エネルギーの開発・普及に大きな力を入れているところでございます。

3番目に医工連携・シニアビジネス。特に医療・福祉機器の開発、普及に力を入れていきたいと思っております。

右の2でございます。ふるさとを支える地域活力の維持ということでございますが、高齢になっても秋田に住みたいと思ってもらえるような魅力ある地域づくりをすることが重要でございます。ふるさと回帰の促進、介護人材の確保、地域の実情に応じたまちづくりについての提案でございます。

下の3でございますが、国による抜本的な人口減少対策の先行実施ということでございます。人口減少対策は国全体の問題であります。最も厳しい状況にある当県において国が先行して実施し、その成果を検証することにより、他の地域に展開していくことが効果的であろうと思っております。当県におきましても、もちろん少子化対策、産業振興に全力を挙げて取り組んでいるところでありますが、地方の対応には限界がございます。これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策や、都市部から地方への人口の流れを加速するような大胆な産業再配置政策が今こそ必要であると考えてございます。

それでは、A4の本体の資料2に基づきながら、A3も横に置いていただきながら御説明をさせていただきますと思います。

5ページまでにつきましてはダブりますので、6ページを御覧いただけますでしょうか。地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出でございます。秋田県には品質が高く、魅力ある農産物が豊富でございます。6次産業化の推進を改革の柱と位置付け、異業種との連携による新たなビジネスの創出を強力に進めることにしてございます。

具体的な規制緩和等ですが、7ページを御覧ください。①の農林漁業成長産業化ファンドについてです。資本金が低い農林漁業者の出資割合を過半とするということが要件になっておりまして、制度創設以来、1年以上が経過しておりますが、本県での活用実績はございません。また、別の制度でございますが、②の農商工応援ファンドにつきましては、中小企業者と農林漁業者が連携して事業を行うことが要件となっておりますが、これもあまり実績が上がっておりません。是非農業者にとって使いやすい制度に緩和していただきたいということでございます。それによりまして、それぞれの事業体の実情に合った連携が図られることになり、新商品開発により6次産業化を一層推進するということでございます。

次に8ページを御覧ください。③農業生産法人の出資規制等の緩和についてでございます。既に新潟市や養父市においても提案が認められたものでありますけれども、本県においても、これにより企業の農業参入の促進や農業生産法人の規模拡大が図られ、新規就農者等の雇用の受け皿となります。

9ページ、(2)再生エネルギーでございます。秋田県は新エネルギー立県の創造を進めておるわけでございますが、全国有数の風力発電の適地でございます。国の設備認定も日本一となりました。グラフでお示ししておりますとおり、3年後には県内の風力発電の導入量は44.3万kWになるという見込みでございます。また、この10月には全国に先駆けて洋上風力発電事業者の公募を行うこととしてございます。新エネルギーにつきましては別紙で資料4を用意させていただいておりますので、御覧いただけますでしょうか。秋田県では風力発電のみならず、地熱、メガソーラー、中小水力、バイオマス、話題になりましたシェールオイル、メタンハイドレートも含めまして、新エネルギーにかなり恵まれている土地でございます。また、先般、新エネの安定利用のための水素エネルギー活用を図るという観点で千代田化工建設、ここが今、世界で最も水素を扱う技術が進んでいると言われておりますが、この企業と提携をさせていただいたところでございます。それによりまして将来、化石燃料がなくなっても人類が生き延びていけるという長期的な構想もございます。

いずれにいたしましても、今後更なる導入拡大を図っていくためには、送電網の整備が非常に大きな課題となっております。

10ページ、農地転用許可基準の緩和ということでございます。現在、第1種農地における農地転用についてでございますけれども、電力会社以外の発電施設の設置などについては認められておりません。今後の発送電分離の時代に向けて、風力発電など再生可能エネルギー発電施設、そして発電した電気の送電網に係ることにつきましても、農地転用を認めていただくことをお願いしたいと思っておりますし、これによりまして再生エネルギー導入を更に促進し、関連産業の育成と雇用の創出を図りたいと考えております。

11ページ、秋田県といたしましては、小さくても芯がある強い企業をオール秋田で応援しようということで、この4月に秋田県中小企業振興条例を施行いたしました。医療機器開発分野につきましては、産学共同で手術中に診断ができる早期がん細胞診断装置を世界に先駆けて商品化したところであります。こうした医工連携の動きを加速するために、秋田県と秋田大学との間で医工連携による関連産業の集積に向けた覚書を締結したところでございます。今後、企業、医学医療関係者、研究機関等との連携を強化して、更なる新商品の開発、実用化を加速したいと考えております。

また、当県の高齢化率は全国でナンバー1でございますが、シニアビジネスモデル事業の実証実験を行うためには、最適地と言えらると思っております。実際、認知症の高齢者の見守りサービスの実証実験を実施しているほか、介護食の開発、高齢者向けのお弁当宅配サービスなど、高齢者を対象としたビジネスが展開されているところでございます。当県におきましてこのようなビジネスモデルを創出し、国内外にシニアビジネスを展開していきたい

と考えております。

続きまして、12 ページを御覧ください。①の管理医療機器製造販売認証規制の緩和につきましては、現在、クラス2の管理医療機器の場合、申請から認可までおよそ6か月を要しています。クラス2の中で例えば電子血圧計だとか肺活量計、酸素濃縮装置など、リスクの低いものにつきましては、待ち時間がおおむね1か月であるクラス1の一般医療機器に分類を変更していただきたいというものでございます。

なお、医療機器クラスは厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定することとなっておりますが、クラスの変更について審議する部会がないということでございまして、例えば薬事分科会の所掌事務に追加して、新たに専門部会を設置していただくことが必要になろうかと思っております。

②の国の競争的資金における管理法人の要件緩和についてであります。現在、法人格を有しない公設試験研究機関は認められておりませんが、当県の公設機関であります産業技術センターが事業管理機関となることで、県内企業が競争的資金に応募しやすくなり、競争的資金を多く獲得することによって新商品の開発等の促進を図りたいと考えております。

13 ページ、③のシニアビジネスアドバイザーの配置についてでございます。シニアビジネスに精通した全国の研究者あるいは企業の退職者もいらっしゃると思っておりますので、そういった方々をアドバイザーとして県に配置するような制度を国で創設していただけないかというものでございます。

14 ページ、大きな2のふるさとを支える地域活力の維持でございます。

1 点目が、若者から高齢者まで各世代におけるふるさと回帰の促進についてであります。当県は小中学生の学力、この間も発表になりましたが、7回連続で文科省の学力テストが全国トップクラスになっております。家族で安心して移住していただくことができる環境でございます。

15 ページ、①の後期高齢者に対する医療保険の住所地特例についてであります。現行の制度では入居後に75歳を迎えた場合に、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療に引き継がれないため、老人福祉施設等の所在地の市町村にとっては新たな財政負担が生じることになってございます。こうしたケースにおいても引き続き、前住所地の市町村が後期高齢者医療の保険者となるよう、制度改正をお願いするものでございます。

16 ページ、(2)であります。介護人材の育成・確保につきましては、今後、後期高齢者の急増に伴い、全国でも100万人の介護職員が必要と見込まれております。安定的に介護人材を確保していく選択肢の一つとして、秋田県としても外国人材の活用も視野に入れなければならないと考えております。

当県は高齢化の先進県であることから、実践的な実施を行う条件が整っておりますし、将来的にも都市部のような高齢者の急増がないため、余力を持った状態での研修が可能でございます。また、秋田県には県立でございますが、国際教養大学がございまして、全国の企業の中でグローバル人材育成の観点から最も注目されている大学になりました。この大

学は海外の 164 大学と提携しているわけでございますけれども、実践的な日本語教育も可能ですし、一部、県南の湯沢市というところでは取組が進んでおるところであります。さらに国によって海外教育拠点、例えばフィリピンなどに整備されれば、県内の養成・研修施設と連携して外国人材を育成することも可能でございます。

17 ページ、技能実習制度についてでございます。現在、技能実習期間を 3 年から 5 年に延長することを政府で検討していると伺ってございます。当県のように生産年齢人口の減少が顕著な地域におきましては、外国人材に活躍していただくことなどによりまして、総合的な労働力確保が必要であると考えております。優秀と認められる技能実習生については 5 年ではなく、更に 3 年間延長して、合計で 8 年間とすることによって大きなメリットがあると考えております。

また、高齢者等とのコミュニケーションが極めて重要な介護分野において、技能実習生のスキル向上に向けた講習の充実を図るため、講習期間を 2 か月から 6 か月に拡大していただきたいという提案でございます。

18 ページ、地域が自ら考えるまちづくりや地域づくりということでございます。特に秋田県は積雪寒冷地でございます。右側のグラフにもありますが、12 月から 3 月までの積雪期に加え、11 月と 4 月においてもかなりの積雪となっております。また、最近では想定し得ない量の豪雪もございます。秋田県では、こういったことで施工期間が制約されるため、特段の御配慮をいただき、効率的な社会資本整備の環境をつくっていくことが重要でございます。

19 ページ、①の農地転用についてでございます。4 ha を超える農地転用許可権限を知事に移譲していただくとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止することにしていただきたいというものでございます。それによりまして優良農地の確保に配慮しつつ、迅速な事務処理と地域の実情を踏まえた農地転用許可を可能とするものでございます。

②の雪国ゼロ国制度についてでございます。現行の社会資本総合整備事業の手続では、債務負担行為が認められておりません。このため年度をまたいだ工事契約ができないことから、契約が 6 月以降となってしまいます。雪解け直後の天候が安定している第一四半期の工事を増やすことができる制度の創設をお願いしたいというものでございます。これによりまして冬には雪おろしや除排雪等に力を入れられ、余力を持って対応することができることにより、安全・安心な生活につながるということでございます。

20 ページ、国による抜本的な人口減少対策の先行実施でございます。当県におきましても少子化対策を県政の最重要課題として、様々な取組を実施してまいりましたが、出生数はピーク時の 8 分の 1 の 6,200 人まで減少しております。当県では子ども 1 人当たりの医療費と保育料助成の合計は全国トップクラスであり、こうした当県の少子化対策に加え、国の抜本的な少子化対策を当県で先行実施することにより、少子化からの脱却を図りたいと考えています。

第3子以降の保育料の無償化、新たな奨学金制度の創設などによって、子育て施策が更に強化されることは若年層定着の大きなインセンティブになるものでございます。

具体的には21ページを御覧ください。①の第3子以降の保育料無償化についてでございます。実は本県におきましても独自にこれを実施していた時期がございました。グラフを御覧いただきたいと思っております。これは第3子以降の出生割合について全国と比較したものでございます。当県の第3子以降の出生割合は全国平均より低い状況がずっと続いておりましたが、平成5年から12年頃までは、全国平均並みの割合を維持しております。これは、この時期における県独自の第3子以降の保育料無償化の取組の効果と考えております。現行では条件付きで第3子以降の保育料等が無償となっておりますが、この条件を撤廃していただくことが抜本的な少子化対策になると考えております。

②の所得の世代間移転についてであります。現在も教育資金等に係る贈与税の非課税制度がございしますが、これに加えて20歳以上の子どもや孫が安心して結婚や子育てができるよう、将来の結婚・子育て資金としての贈与を認める制度を求めるものでございます。子ども3人を大学に進学させるまでには経費が9,100万円かかると言われておりますが、その半分の5,000万円まで上限を引き上げることを提案するものでございます。

22ページ、③の奨学金制度の創設についてでございます。県内の中小企業における人材確保等のため、大学進学後、県内の中小企業に10年以上勤務した場合には、奨学金の返済を免除するというような奨学金制度の創設を提案しているものでございます。

23ページ、資料に記載のとおり、当県におきましても今後、成長が見込まれる新エネ、シニアビジネスなど新たな産業の振興に取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、依然として経済力格差や人手不足を背景として、若年層を中心に都市圏への人口流出が続いているところであります。

24ページ、新たな産業再配置法の制定等の提案でございますが、対象業種を製造業に限定せず、全ての業種を対象にするという法整備を行うとともに、特に首都圏などへのアクセスに時間を要するという地理的ハンデを抱えている当県においては、高速道路の地方割引制度や電気料金の低廉化制度を創設するなど、地方の産業基盤を強固なものとし、地方の雇用を倍増させるため、我が国の産業構造を抜本的に変革させる産業政策というものが必要であると考えております。

例えば、高速道路であれば200キロ以上は全て同じ値段にするとか、そういったことをお願いできればと考えております。

以上、特区構想につきまして御説明を申し上げます。当県は台風などの自然災害が少ないことに加え、住環境が豊かであり、また、刑法犯の認知件数も全国最少であります。また、先ほど申し上げましたが、小中学生の学力が7回連続して全国トップクラスであることから、子育て世代にも安心して移住していただくことができると思っております。是非国家戦略特区に指定していただきたいと思っておりますし、当方としても地方再生のモデルとして我が国の発展に力強く全力を挙げて貢献をしていきたいと考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

御提案が非常に多岐にわたっていますので、この国家戦略特区の力点がどこにあるかということだけちょっと簡単に申し上げたいと思います。戦略特区は財政的な補助の仕組みではなくて、規制緩和が中心を占める仕組みです。ただし、それに伴って役に立つことがあったら税制の改革もやる。しかし、基本は岩盤規制の改革であるということです。一方で、その規制改革をやる役所は色々あります。規制改革会議は毎年2回は募集していますし、構造改革特区もあります。従来は総合特区もございました。特に地方振興のためということだと、そういうところで色々やっていただくことができると思います。

ここの国家戦略特区というのは、今まで色々なところで取り上げられていたけれども、どうしてもダメだという岩盤規制。この改革を主軸に据えることが基本です。その観点から見ると、今日お話いただいたもので随分財政的なことがありました。一方、規制改革に限って言えば、農地転用の権限を県に移してくれというのは特区にふさわしい大きな改革だと思ひます。

次に、医療機器の認定に時間がかかるから、あるものについてはクラス1にしてもらえないかというのも大きな改革だと思ひます。ただし、こちらはかなり特定の地域だけでやるという理屈がなかなか付けにくくて、規制改革会議のようなところにふさわしい提案なのではないかと思うのです。

老人福祉の後期高齢者に対して、自県でやらなくて元の出身のところで負担してくれというのは、これは取り合ひの問題ですね。要するにこちらの自治体で負担しなくてよければ向こうが負担しなければいけないから、そこをどうするかという問題はありますけれども、これはかなり重要な問題だろうと思ひます。国全体で財政的な支出が増えるわけではないので、配分に関する事なので、ある意味で規制だと思ひます。

技能実習を3年から5年にというものを、今度は8年にしてくれというのは、最近5年にしたばかりなのでタイミング的に難しいかなという気がします。

雪国ゼロ国制度、これも非常に重要だと思ひますけれども、戦略特区の話というよりは規制改革会議に向ひているのではないかと思ひます。

第3子保育料の無償化に関して、今、条件が付けられていて、それで自治体で自由に決められないということをおっしゃったのですが、ここは具体的にはどういうことなのか。第3子以降のところを昔は保育料ゼロにしていた。しばらくゼロにしていない。またやりたいのだけれども、それに関して国で結構条件が付けられている。その条件は何ですか。

○佐藤（徳）政策監 条件というよりも、以前、県で実施したときには成果がありました。県としては第1子、第2子も支援しなければならないので、第3子以降の部分を是非とも国レベルで支援していただけないか、ということでありまひす。

○八田座長 これは補助の問題ですね。ではこれは規制改革ということではないですね。

今、気がついたものではそのようなところなのですが、他に大玉の規制改革としてはございますか。もしあったらまた御指摘いただきたいのですが。

農地転用の問題というのは非常に重要で、しかし、これはおそらく私どもも国家戦略特区でこれから検討していくことになるのですけれども、これは必ずしも高齢地域だけの問題ではなくて、ありとあらゆるところで農地転用の権限を県に移してもらいたいという要望があります。

今ずっと伺ってきたところで見ると、結局何らかの形で老人の介護や健康保険の負担を、市ではなくて、もう少し国全体でもって支えるような仕組みにしてもらいたいということは、かなりこういう高齢化地域での大きな問題なのかなという気がします。それが一つ。

今、ネットで調べてみたのですけれども、秋田市自体は1988年から現在まででは人口が増えていますね。県全体は減っているかもしれないが、秋田市自体は結構伸びているのではないですか。

○橋口副知事 秋田市の一部は伸びている部分もあるのですが、市町村合併で秋田市も拡大しましたので、そういう意味では減っています。もちろんこれは我々が想定した数字ではないのですが、確かに日本全体でもそうですけれども、人口減少といっても全体が減少するわけではなくて、どこかで集中しながら全体が落ちていくということになると思うのです。そういう意味では頑張る地域をどう応援するかという観点もあります。

○八田座長 それもあるけれど、せっかく伸びている秋田市のようなところに周りから移してくるコンパクト化を促進することもあると思うのです。そのコンパクト化ということの提案が抜けているなという気はしたのです。そこに何か規制面で制約になっているものはあるのでしょうか。要するにとにかく小さな市町村は全国的に小さくなっているわけで、それにもかかわらず、結構20万以上の都市というのは高度成長から今まで増えているところが圧倒的なのです。そうすると、そこにどうやって集中していくかというのが一つの今の政策的な課題だろうと思います。

○橋口副知事 残念ながら秋田県は全体としてずっと人口減少が続いています。秋田県は元々鉱山県、木材県でございまして、鉱山会社は資源がなくなるとどこかに行ってしまう、外材が安くなれば県産材利用が難しくなるという歴史がありました。現在国が進める農政改革で米を中心とした農業についても危機感があります。人口減少に対し、秋田県全体としてどう踏みとどまっていくのかというのが極めて重要な課題だと思っています。

○八田座長 そうすると、先ほどの医療費負担とかそういうことというのは、かなり重要ですね。地元で負担する、ある意味で国が全部負担してくれるような仕組みにすれば、そうすると地元としては老人をどんどん受け入れやすくなるし、それを中心に色々産業を興していくことができるのでしょね。

○橋口副知事 後期高齢者に対する医療保険の住所地特例の問題があると、市町村では施設をつくりたいと思っても、どうしてもブレーキがかかってしまいます。

○八田座長 地元負担がブレーキになりますね。ですから、そこに関して何とかしてほしいということで捉えると、伸びてくるかもしれない。

ほかに事務局からございますか。

○内田室長 冒頭座長がおっしゃったことの補足なのですが、もちろんそういう意識でやっておられると思うのですが、まち・ひと・しごと創生本部なるものが報道されておられれば近々発足する。年内に国のほうが総合戦略的なものを作って、固有名詞は分かりませんが、今度、年明けたぐらいから地方が遅くとも来年度いっぱいぐらいの感じで、早ければ早いほどもちろんいいのですが、地方版のそういう戦略を作るといって報道がされていますので、それにお作りになられるのに基づいて、また各省が集中してご支援していくというシステムになろうかと予想されております。そちらも併せてお考えになるということですね。

○橋口副知事 もちろん必ずしも国家戦略特区が全てぴったり来るとは思っていませんけれども、少なくとも人口減少対策をするのに一つ、二つの方策ではどうしようもなく、総合的な政策が必要であることから、今回御提案させていただいて、それを受けて我々としても再度アプローチを考えていきたいと思っております。

○八田座長 今、室長がおっしゃったとおりの側面があると思うのです。色々な手当をしなければいけないから、特区の岩盤規制というものではないかもしれない。岩盤規制といえば先ほどから申し上げているように、この話では農地転用のことと今の制度のことですね。費用負担の制度のこと。

もう一つ思うのは、これは短絡的かもしれないけれども、要するに先ほどのコンパクト化をきちんと進めることと、老人がいるのだから、その老人を東京に連れてきて介護をしようがないし、医療をしようがないのだから、十分な医療を地方でやろう。できれば東京にいる人も、そういう老人たちがきちんと戻れるようにしようということが一つの鍵だろうと思うのですが、介護の費用負担として源泉として、一つは公の金があるのですが、個人の金もあると思うのです。

少なくとも現状では仕組みとして、混合介護になっているのですが、自己負担でもっていいサービスをとりようということが現状で難しいのです。それは何かの制約があるのかもしれない。要するにこの人はいいから私はプレミアムで余計に払って指名したいということが制度としてはできるはずなのに、実際はできていないのです。それから、基本的な介護保険は払ってもらえるけれども、それに付加したお掃除とか洗濯とかのサービスを、介護保険で来た人に追加でお金を払ってやってもらうということができていない。もしそういうことが秋田県でできると非常に魅力的な介護サービスが得られるようになると思うのですが、そういう種類の提案というのは特にないですか。

要するに介護、医療にみんなが秋田県に行きたくなくなるというような仕組みになると、お金がたくさんとれますから、それで介護人材も引き寄せてくる、他のところより余計に払うということができないのではないかと思います。

○橋口副知事 議論としてはございます。医療ツーリズム的なものがあるのですが、秋田県も医師不足のところもございますし、また、なかなかそこまで余裕がないというのが実態だろうと思います。

○八田座長 しかし、誰か連れてきたいわけですね。若い人だけ連れてくるわけにはいかないですね。

○橋口副知事 それは若い人も、全ての世代です。そういう意味で小学生の学力の話を強調して申し上げましたけれども、高齢者だけということではなくて、家族全員で移住していただきたいと考えています。そういう意味で新エネとか医療機器といった雇用を増やすということが県の方針です。高齢者だけを増やそうということではないです。

○八田座長 先ほど還流というような言葉があったけれども、そこは非常に大きな効果ですね。そこに非常にいいサービスをして魅力的な土地にするということは。

○橋口副知事 そこら辺ももちろん県の中でも検討させていただいているところがございますが、まだそこまで提案できる段階にはなっておりません。

○妹尾課長 秋田県の県南に湯沢市というところがありますけれども、そこでいわゆる高齢者福祉施設とミニスーパー的なもの、それにフードコートといった複合的なサービスを提供できるような施設を整備してございます。そういった従来の福祉サービスと違った形の新たなニュービジネス的なものがおそらくこれから必要になってくると思います。それを踏まえましてシニアビジネスをこれから展開していかなければいけないということでありまして、我々としてはこれからシニアビジネスを伸ばしていくためには、国の新たな制度というか、アドバイザー制度とか税制優遇も含めて実施していただきたいと、そういう思いで今回提案させていただいています。

○八田座長 それで先ほど申し上げた介護保険をもう少しフレキシブルに使えるような規制改革をしるとか、そういう提案があると非常にうまく乗りやすいように思うのです。

○妹尾課長 今回は医療保険の中の住所地特例ということで提案させていただいておりますけれども、これもそういったビジネスの振興につながっていくのではないかと考えております。

○八田座長 財源として政府と自治体とあったら、その場合には政府のほうの負担を大きく、自治体の負担を軽くしてくれということですね。

あと事務局からは。

○藤原次長 特にございませんけれども、農業関係を中心に政府の成長戦略にほとんど記載している項目でございますので、今回の提案にかかわらず、その方向で通常国会に向けて政府全体で取り組んでいることを申し上げておきます。

○橋口副知事 秋田県は大きな旗印がどうしても必要で、これにフィットするかどうかということはありませんけれども、是非お認めいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○八田座長 御説明どうもありがとうございました。